

## 2 法科大学院教育

### (1) 法科大学院教育の目標の達成状況

#### (要旨)

法科大学院は、司法試験（法科大学院の教育内容を踏まえた新たな司法試験をいう。以下同じ。）、司法修習と連携した基幹的な高度専門教育機関として位置付けられており、多様なバックグラウンドを有する人材を広く受け入れ、密度の高い授業により、将来の法曹として必要な学識、その応用能力等を修得させることが求められている。

これについては、「司法制度改革審議会意見書－21世紀の日本を支える司法制度－」（平成13年6月。以下「審議会意見」という。）において、法曹となるべき資質・意欲を持つ者が入学し、厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提とした上で、法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度（例えば約7～8割）の者が司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うべきとされている。また、この内容は、「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）、「規制改革推進のための3か年計画（改定）」（平成20年3月25日閣議決定）及び「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」（平成21年3月31日閣議決定）に重点計画事項として盛り込まれている。

各年度の法科大学院修了者を母数として、法科大学院修了後5年間の受験機会を経た後の合格率（以下「累積合格率」という。）をみると、平成17年度修了者は69.76%と目標の中で例示された合格率の下限にほぼ到達したが、18年度修了者は49.52%と目標の中で例示された合格率に達していない。

これを法科大学院別にみると、平成17年度修了者が目標の中で例示された合格率を達成したものは、57校中26校（45.61%）、18年度修了者では、68校中7校（10.29%）である。

平成17年度修了者と18年度修了者との達成状況に相当な差異があるのは、17年度修了者が既修者（注）のみであるのに対し、18年度修了者は未修者と既修者の両方となっていることによる。

（注）既修者とは、法科大学院における既修者認定試験に合格し、法科大学院において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると法科大学院が認める者が学ぶ課程をいい、それ以外の者が学ぶ課程を未修者という。標準修業年限は、未修者については3年（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号。以下「設置基準」という。）第18条第2項）、既修者については2年（設置基準第25条第1項及び第2項）とされている。

既修者と未修者との違いは、法学部卒業生であるかどうかではなく、法学部出身者であっても、既修者認定試験を受験しない、又は不合格になった者は未修者となる。したがって、既修者、未修者とも、法学部と法学部以外の学部の出身者が混在することになる。

各年度修了者の累積合格率の推移をみると、既修者は平成17年度修了者69.76%、18年度修了者63.43%、19年度修了者64.79%、20年度修了者66.86%と安定的に推移している。一方、未修者は平成18年度修了者39.47%、19年度修了者31.41%、20年度修了者28.90%と低下傾向にある。

また、平成18年度から20年度までの修了者について、目標の中で例示された合格率を達成している法科大学院は、いずれも7校あるが、その実校数は10校

であり、固定化されている。一方、この間の累積合格率が10%未満の法科大学院は、平成18年度修了者では3校、19年度修了者では8校、20年度修了者では7校あり（実校数は12校）、法科大学院間の格差が生じている。

さらに、司法試験の年間合格者数3,000人が達成されず、また、単年度合格率も低迷し、法科大学院志願者数の減少が続く中、一部の法科大学院では教育の質が確保されていないとの指摘があることを踏まえ、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「中教審法科大学院特別委員会」という。）では、法科大学院における教育の質の一層の向上を図るための改善方策について審議し、平成21年4月17日、「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（以下「中教審法科大学院特別委員会報告」という。）を取りまとめている。これを受け、文部科学省は、平成21年度から、各法科大学院に対し、法科大学院の教育の質を確保するための取組を行うよう促している。

## ア 制度の概要

### （法科大学院教育の目標）

「司法制度改革審議会意見書－21世紀の日本を支える司法制度－」（平成13年6月。以下「審議会意見」という。）において、法科大学院の教育内容及び教育方法について、「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備するという趣旨からすれば、法科大学院の学生が在学期間中その課程の履修に専念できるような仕組みとすることが肝要とされている。また、このような観点から、法曹となるべき資質・意欲を持つ者が入学し、厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提とした上で、法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度（例えば約7～8割）の者が司法試験（法科大学院の教育内容を踏まえた新たな司法試験をいう。以下同じ。）に合格できるよう、充実した教育を行うべきとされている。

また、この内容は、「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）、「規制改革推進のための3か年計画（改定）」（平成20年3月25日閣議決定）及び「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」（平成21年3月31日閣議決定）に重点計画事項として盛り込まれている。また、その際、司法試験は資格試験であって競争試験ではないことに留意し、司法修習を経れば、法曹としての活動を始めることができる程度の知識、思考力、分析力、表現力等の資質を備えているかどうかを判定する試験として実施し、既に実施された試験については、このような観点からの検証を行った上でその結果を速やかに公表するとされている。

## イ 政策効果の把握結果

### （目標の達成状況）

各年度の法科大学院修了者を母数として、この目標の中で例示された合格率（法科大学院修了後5年間の受験機会を経た後の合格率（以下「累積合格率」

という。)) の達成状況をみると、図表 2 - (1) - ①のとおり、平成 17 年度修了者 2,176 人のうち司法試験合格者 (18 年から 22 年受験) は 1,518 人、合格率 69.76%、18 年度修了者 4,418 人では、2,188 人 (19 年から 23 年受験)、合格率 49.52%となっている。

このように、累積合格率は、平成 17 年度修了者は目標の中で例示された合格率の下限にほぼ達したが、18 年度修了者は目標の中で例示された合格率に達していない。

図表 2 - (1) - ① 平成 17 年度修了者及び 18 年度修了者の累積合格率

(単位：人、%)

	平成 17 年度修了者 (18 年～22 年受験)	18 年度修了者 (19 年～23 年受験)
修了者数	2,176	4,418
合格者数	1,518	2,188
累積合格率	69.76	49.52

(注) 法務省及び文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

これを法科大学院別にみると、図表 2 - (1) - ②のとおり、平成 17 年度修了者が目標の中で例示された合格率を達成したものは、57 校中 26 校 (45.61%)、18 年度修了者では、68 校中 7 校 (10.29%) である。

平成 17 年度修了者と 18 年度修了者との達成状況に相当な差異があるのは、17 年度修了者が既修者 (注) のみであるのに対し、18 年度修了者は未修者と既修者の両方となっていることによる。

(注) 既修者とは、法科大学院における既修者認定試験に合格し、法科大学院において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると法科大学院が認める者が学ぶ課程をいい、それ以外の者が学ぶ課程を未修者という。標準修業年限は、未修者については 3 年 (専門職大学院設置基準 (平成 15 年文部科学省令第 16 号。以下「設置基準」という。) 第 18 条第 2 項)、既修者については 2 年 (設置基準第 25 条第 1 項及び第 2 項) とされている。

既修者と未修者との違いは、法学部卒業者であるかどうかではなく、法学部出身者であっても、既修者認定試験を受験しない、又は不合格になった者は未修者となる。したがって、既修者、未修者とも、法学部と法学部以外の学部の出身者が混在することになる。

図表 2 - (1) - ② 平成 17 年度修了者及び 18 年度修了者が目標の中で例示された合格率を達成している法科大学院

平成 17 年度修了者 (18 年～22 年受験可)	18 年度修了者 (19 年～23 年受験可)
100% : 4 校 80%以上 90%未満 : 13 校 70%以上 80%未満 9 校	80%以上 90%未満 : 2 校 70%以上 80%未満 : 5 校

(注) 法務省及び文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

平成 18 年度修了者の合格者数及び合格率を未修者、既修者の別にみると、図表 2 - (1) - ③のとおり、未修者は 2,564 人の修了者のうち合格者は 1,012 人、合格率は 39.47%であり、目標の中で例示された合格率を達成した法科大学院は、68 校中 3 校 (4.41%) となっている。また、既修者は 1,854 人の修了者のうち合格者は 1,176 人、合格率は 63.43%であり、目標の中で例示された合格率を達成した法科大学院は、55 校中 18 校 (32.73%) となっている。

図表 2 - (1) - ③ 平成 18 年度修了者が目標の中で例示された合格率を達成している法科大学院 (未修者、既修者別)

未修者	既修者
80%以上 90%未満 : 2 校 70%以上 80%未満 : 1 校	100% : 9 校 80%以上 90%未満 : 5 校 70%以上 80%未満 : 4 校

(注) 法務省及び文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

#### (累積合格率の推移)

修了者全体の累積合格率は、図表 2 - (1) - ④のとおり、平成 17 年度修了者 69.76%、18 年度修了者 49.52%、19 年度修了者 45.34%、20 年度修了者 44.61%、21 年度修了者 37.52%、22 年度修了者 25.29%と低下傾向を示している。

未修者の累積合格率は、図表 2 - (1) - ④のとおり、平成 18 年度修了者 39.47%、19 年度修了者 31.41%、20 年度修了者 28.90%、21 年度修了者 23.68%、22 年度修了者 16.22%と低下傾向を示している。

一方、既修者の累積合格率は、図表 2 - (1) - ④のとおり、平成 17 年度修了者 69.76%、18 年度修了者 63.43%、19 年度修了者 64.79%、20 年度修了者 66.86%、21 年度修了者 57.76%、22 年度修了者 37.99%と、受験回数が 1 回しかない 22 年度を除けば、ほぼ 6 割程度で安定的に推移している。

図表 2 - (1) - ④ 累積合格率（修了年度別）

（単位：人、％）

		平成 17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
全 体	修了者	2,176	4,418	4,910	4,994	4,792	4,535
	合格者	1,518	2,188	2,226	2,228	1,798	1,147
	合格率	69.76	49.52	45.34	44.61	37.52	25.29
未 修 者	修了者	-	2,564	2,862	2,927	2,846	2,645
	合格者	-	1,012	899	846	674	429
	合格率	-	39.47	31.41	28.90	23.68	16.22
既 修 者	修了者	2,176	1,854	2,048	2,067	1,946	1,890
	合格者	1,518	1,176	1,327	1,382	1,124	718
	合格率	69.76	63.43	64.79	66.86	57.76	37.99

（注）法務省及び文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

#### （単年度合格率の推移）

全体の単年度合格率は、図表 2 - (1) - ⑤のとおり、平成 18 年 48.25%、19 年 40.18%、20 年 32.98%、21 年 27.64%、22 年 25.41%、23 年 23.54%と低下傾向にあり、19 年と比べると 41.41%低下している。

未修者の単年度合格率は、図表 2 - (1) - ⑤のとおり、平成 19 年 32.35%、20 年 22.52%、21 年 18.87%、22 年 17.30%、23 年 16.23%と低下傾向にあり、19 年と比べると 49.83%低下している。

一方、既修者の単年度合格率も、図表 2 - (1) - ⑤のとおり、平成 18 年 48.25%、19 年 46.01%、20 年 44.34%、21 年 38.67%、22 年 37.02%、23 年 35.42%と低下傾向にあるが、18 年と比べると 26.59%の低下で、低下幅は未修者に比べ小さい。

図表 2 - (1) - ⑤ 単年度合格率

(単位：人、%)

		平成 18 年	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年
全 体	受験者	2,091	4,607	6,261	7,392	8,163	8,765
	合格者	1,009	1,851	2,065	2,043	2,074	2,063
	合格率	48.25	40.18	32.98	27.64	25.41	23.54
未 修 者	受験者	-	1,966	3,259	4,118	4,808	5,428
	合格者	-	636	734	777	832	881
	合格率	-	32.35	22.52	18.87	17.30	16.23
既 修 者	受験者	2,091	2,641	3,002	3,274	3,355	3,337
	合格者	1,009	1,215	1,331	1,266	1,242	1,182
	合格率	48.25	46.01	44.34	38.67	37.02	35.42

(注) 法務省の資料による。

(目標達成校と 10%未満校)

個別の法科大学院ごとに、未修者の修了者が初めて受験した平成 19 年から 23 年までの司法試験の累積合格率をみると、18 年度から 20 年度までの修了者について目標の中で例示された合格率を達成している法科大学院は、図表 2 - (1) - ⑥のとおり、いずれも 7 校あるが、その実校数は 10 校であり、固定化されている。一方、この間の累積合格率が 10%未満の法科大学院は、図表 2 - (1) - ⑦のとおり、平成 18 年度修了者では 3 校、19 年度修了者では 8 校、20 年度修了者では 7 校あり(実校数は 12 校)、法科大学院間の格差が生じている。

図表 2 - (1) - ⑥ 累積合格率が目標の中で例示された合格率を達成している法科大学院

平成 18 年度修了者 (19 年～23 年受験可)	19 年度修了者 (20 年～23 年受験可)	20 年度修了者 (21 年～23 年受験可)
80%以上 90%未満: 2 校 70%以上 80%未満: 5 校	70%以上 80%未満: 7 校	80%以上 90%未満: 1 校 70%以上 80%未満: 6 校

(注) 法務省及び文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

図表 2 - (1) - ⑦ 累積合格率が 10%未満の法科大学院

平成 18 年度修了者 (19 年～23 年受験可)	19 年度修了者 (20 年～23 年受験可)	20 年度修了者 (21 年～23 年受験可)
5 % 未満 : 1 校	5 % 未満 : 4 校	5 % 未満 : 3 校
5 % 以上 10 % 未満 : 2 校	5 % 以上 10 % 未満 : 4 校	5 % 以上 10 % 未満 : 4 校

(注) 法務省及び文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

#### (法科大学院の教育の質の向上のための取組)

司法試験の年間合格者数 3,000 人が達成されず、また、単年度合格率も低迷し、法科大学院志願者数の減少が続く中、一部の法科大学院では教育の質が確保されていないとの指摘があることを踏まえ、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「中教審法科大学院特別委員会」という。）では、法科大学院における教育の質の一層の向上を図るための改善方策について審議し、平成 21 年 4 月 17 日、「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（以下「中教審法科大学院特別委員会報告」という。）を取りまとめている。これを受け、文部科学省は、平成 21 年度から、各法科大学院に対し、法科大学院の教育の質を確保するための取組を行うよう促している（取組の詳細については、後述 2 - (2)以降を参照）。

#### ウ 評価の結果

法科大学院は、司法試験、司法修習と連携した基幹的な高度専門教育機関として位置付けられており、多様なバックグラウンドを有する人材を広く受け入れ、密度の高い授業により、将来の法曹として必要な学識及びその応用能力並びに実務の基礎的素養を修得させることを目的としている。

多様なバックグラウンドを有する人材の受入れという点については、法科大学院の中には、出願資格を社会人（フルタイム）経験を有する者とするもの、夜間コースや平日夜間・土日開講を行うものなど、有職社会人等を積極的に受け入れ、多様性の確保を図っているものがある。

また、各法科大学院においては、理論と実務との架橋を意識し、積極的に法律実務基礎教育に取り組んでおり、実地調査した 38 法科大学院でみると、エクスターンシップを開講しているものが 36 校、リーガルクリニックを開講しているものが 25 校などとなっている。

これらの取組は、法曹養成制度改革の理念に沿ったものと評価されるべきものである。

上記の目的に鑑みると、「規制改革推進のための 3 か年計画」（平成 19 年 6 月 22 日閣議決定）等において示された、法科大学院を修了した者のうち相当程度（例えば約 7 ～ 8 割）の者が司法試験に合格できるよう努めるという教育上の目標の中で例示された合格率は、前提条件（法曹となるべき資質・意欲を

持つ者が入学し、厳格な成績評価及び修了認定が行われること)が付いているとは言え、維持されるべきものである。

しかし、平成 17 年度修了者は 69.76%と目標の中で例示された合格率の下限にほぼ到達したが、18 年度修了者は 49.52%で目標の中で例示された合格率に達していない。

この達成状況の差は、平成 17 年度修了者が既修者のみであるのに対し、18 年度修了者は未修者と既修者の両方となっていることによる。

未修者の司法試験合格率は、累積でも単年度でも、既修者に比べ相当低くなっており、例えば、各年度修了者の累積合格率の推移をみると、既修者は安定的に推移しているのに比べ、未修者は低下傾向にある。

また、平成 18 年度から 20 年度までの修了者について、目標の中で例示された合格率を達成している法科大学院は、いずれも 7 校あるが、その実校数は 10 校と少なく、固定化されている。一方、この間の累積合格率が 10%未満の法科大学院は、平成 18 年度修了者では 3 校、19 年度修了者では 8 校、20 年度修了者では 7 校あり（実校数は 12 校）、法科大学院間の格差が生じている。

このような状況から、法科大学院全体として、教育上の目標の中で例示された合格率を達成するのは、現状では困難とみられる。

今後は、法科大学院の教育の質を一層向上させ、未修者と既修者や、法科大学院間の格差を解消していくことが課題である。